

令和元年12月20日

帯広市長 米 沢 則 寿 様

帯広市公営住宅審議会
会 長 田 澤 米 子



市営住宅における連帯保証人制度の廃止について（答申）

令和元年11月27日付け帯住宅第388号により諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

市営住宅における連帯保証人制度の廃止について

1 連帯保証人制度の廃止について

近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどから、今後、市営住宅の入居における連帯保証人の確保は、一層困難になることが懸念される場所である。

こうした中、住宅困窮者に適切に住宅を提供するという公営住宅の目的を踏まえると、連帯保証人の確保が、入居の障壁とならないよう制度を見直していくことは必要であり、市が提案する「市営住宅における連帯保証人制度の廃止」は、適切な対応である。

2 既存入居者への対応について

連帯保証人制度廃止後の新規入居者と従前入居者との間で不均衡が生じないよう公平な対応を実施していくべきである。

そのため、市が提案する滞納が無いことなどの一定の要件を満たせば、連帯保証人の解任を認めることは、適切な対応である。

3 制度廃止後の維持管理について

市営住宅の維持管理上、これまで連帯保証人が果たしてきた役割は大きいことから連帯保証人制度の廃止後に支障が生じないよう、連帯保証人に代わる緊急連絡先の確保を確実にするなど、必要な対策を講ずるべきである。

4 高齢者増への対応について

今後も増加が見込まれる高齢世帯に対しては、地域活動の核となる町内会や介護等に関わる関係機関との情報交換など、より一層の連携をすすめるほか、隣近所との交流など住民間でつながる環境づくりを促し、高齢者が安心して生活できるよう配慮に努めるべきである。